

第6章
高校生向け
講義用テキスト
《講義型》

I 授業時間モデル〈講義型 50分〉

No.	項目	内容	時間	
			一般高等学校向け	商業高等学校向け
0	あいさつ・自己紹介		1分	
1	租税の歴史	租税史の概要	3分	2分
2	租税と自由	国民主権、自由主義	4分	
3	租税と民主主義	税金の決定方法	2分	
4	租税法主義	租税法主義、福澤諭吉と税	2分	
5	税の仕組み	税金の概要	1分	
6	財政に果たす税金の役割	財源の調達、所得の再分配、経済の安定化	7分	6分
7	国の歳入・歳出	国の歳入・歳出の現状、公債金収入、国債費	4分	3分
8	我が国の財政	財政状況、公債残高、財政の硬直化、日本の財政と家計換算	4分	3分
9	国民負担率	国民負担率の国際比較、福祉と負担の関係	2分	1分
10	税金の使われ方	税金の使途	2分	1分
11	税金の種類	約50種の税金	2分	
12	直間比率	直接税と間接税	2分	1分
13	所得税	累進課税、垂直的公平	2分	
14	消費税	水平的公平、逆進性の問題	2分	1分
15	所得税の確定申告 ◆	所得税の確定申告、年末調整、源泉徴収票	—	3分
16	確定申告書 ◆	所得税額の計算、確定申告書の作成方法、還付申告	—	7分
17	申告納税制度	申告納税と賦課課税	3分	2分
18	電子申告	電子申告のメリット	1分	
19	税理士の仕事	税理士の使命、仕事	3分	
20	税への理解	租税教室の目的	3分	2分
			50分	

※時間はあくまでも目安です。

◆：商業高等学校向け授業のみで使用します。

II 講義用テキスト

※ 授業開始前にパソコンやプロジェクターを準備し、パワーポイントスライドショーの表紙画面を出しておくこと。

0 あいさつ・自己紹介



0. あいさつ・自己紹介：1分

担任の先生より講師の紹介のあと、
「こんにちは。税理士の〇〇〇〇です。」
と大きくはっきりした声で簡潔に自己紹介をし、黒板に「税理士〇〇〇〇」とゆっくり、大きく書きます。

 [【クリック】で次画面へ](#)

1 租税の歴史

弥生時代	東部列国を治める。自然経済の時代で道具、労役を中心とする。
大化の改新以後	中国(唐)を基本として税制が定められる。大宝1(701)年大宝律令。 ・租一口分制に改め、米を納める。 ・第一富力階級に改め、年々納めることが多かった。 ・第一富力階級の増産物を納める。
鎌倉・室町時代	日租(年貢)一米を納める。
安土桃山時代	・幕府が各藩に課税を行った。
江戸時代	封建制度が確立し、税制が画一化する。 ・地租(年貢)一米を納める。 蔵いし年貢に日租一般がある。
明治・大正時代	近代国家の成立により、税制が統一され、金納となる。 ・明治8(1873)年 地租改正一地面の3%を納める。 ・明治8(1873)年 関税の増徴が認められる。 ・明治20(1887)年 所得税が課税される。
昭和時代	地租中心から新税制中心に変わる。 ・昭和15(1940)年 法人税が課税される。 ・昭和21(1946)年 日本国憲法制定。租税の賦課が定められる。 ・昭和25(1950)年 シヤッフ増徴の開始。戦後の増徴の基となる地租増徴が制定される。
平成時代	消費税が導入され、間接税の割合が増す。 ・平成5(1993)年 消費税3%が課税される。 ・平成8(1997)年 消費税が5%に引き上げられる。 ・平成26(2014)年 消費税が8%に引き上げられる。

1. 租税の歴史：3分(商業科：2分)

租税の歴史の起源は原始時代まで遡ります。弥生時代から江戸時代までと、明治時代以降平成時代に至るまで。大きく分けると江戸時代以前と明治時代以降に分けることができます。(説明に合わせて[【クリック】](#))

租税には、貨幣だけでなく物納や労役も含まれます。税の制度は、大昔、人々が共同で狩をしたことが始まりです。

魏志倭人伝には卑弥呼という女王が国を治め、種もみや絹織物が貢物として納められていたとあり、これが日本の税に関する最初の記述とされています。穀物の献納と労働力の提供からなる租税の形態が弥生時代後期にすでに存在したということです。

こうした労役負担から物納になり、それが進化し、いわば共同社会の共通した経費を租税(貨幣)で賄おうということになっていきました。これが税の歴史の始まりだと考えられます。

 [【クリック】で次画面へ](#)

(参考)「租税の概念」

① 租税の公益性

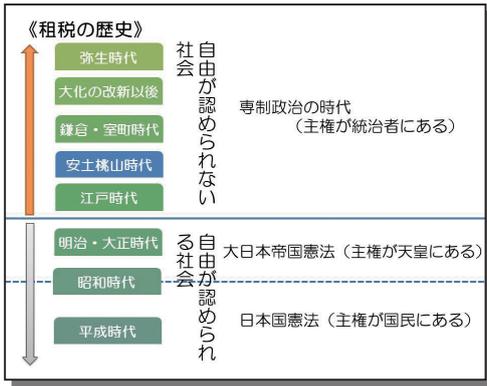
- ・公共サービスの資金を得ることを目的としているので、それ以外の目的をもつ収入とは区別されます。
- ・資金調達以外の目的を有するもの(例：関税)であっても、資金調達を目的の一つとしていけば、租税の性質を失わない、とされています。罰金・科料等と租税は違います。

② 租税の強制性

- ・国及び地方公共団体は、公共サービスの資金を法律によって国民から強制的に納めさせるという権力性を有しています。憲法第30条の「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」の条文を解釈すると、租税には、強制力・権力性・一方的な面を有しているといえます。

③ 租税の非対価性

- ・国民の一人一人が公共サービスから受ける利益とは一応無関係に、国民の担税力(租税を負担する経済的能力のこと)に応じて徴収され、それが混和され、公共サービスのために支出されます。
- ・各種の利用料、使用料、手数料等とは違う。特定の行政サービスと対価関係にあるものではありません。ただし、特定の受益者から徴収される目的税(例：地方道路税、国民健康保険税、入湯税など)もあります。



江戸時代以前と明治時代以降の大きな違いは、江戸時代以前は「自由が認められていない社会」であること、一方、明治時代以降は「自由が認められた社会」であることです。

また、別の観点からみると「自由が認められていない」江戸時代以前は、主権が統治者にある、「専制政治の時代」です。主権は殿様や支配者にあり、国民（人民）には自由も主権もない時代ということです。

明治時代以降になると、大日本帝国憲法により主権が天皇にある時代と日本国憲法により主権が国民にある時代に分けることができます。

(説明に合わせて[クリック](#))

明治政府が明治6（1873）年に実施した地租改正では、これまで認められていなかった土地の所有権を認め、年貢制度にかえて、地価に対して地租という税金を設定して課税しました。

現在の税制は、国民に自由と主権が認められることを前提に、昭和25（1950）年に出された「シャープ勧告」をその基本としています。

 [【クリック】で次画面へ](#)

【参考】「昭和25(1950)年 シャープ勧告による税制改革」

現在の日本の税制の基礎は戦後間もない昭和25（1950）年に行われた税制改革によって確立されました。この改革を行ったのがアメリカの財政学者カール・S・シャープ（Carl Sumner Shoup, 1902-2000）です。

シャープによる勧告書の基本原則は、昭和25（1950）年の税制改正に反映され、より現状に即した調整が加えられ、国税と地方税にわたる税制の合理化と負担の適正化が図られました。

所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者へ富裕税として課税されました。

また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度や、容易で確実な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されるなど、シャープ勧告は戦後の税制の基本となりました。



上：昭和24年、福岡市にて商店主と税金について語るシャープ博士、下：シャープ勧告書
(出典：国税庁、租税史料ライブラリー「シャープ勧告と税制改正」)

2 租税と自由

《租税と自由》

国民主権 (憲法前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を享受し、真の平等に基づいて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する。

そもそも国民は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権限は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。

われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。(以下略)

基本的人権尊重主義 (憲法第11条)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

→

個人の尊重(自由主義) (憲法第13条)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

自由のひとつとして

2. 租税と自由：4分

国民に主権があり自由が認められるということですが、皆さんは自分が自由だと思いますか。自由だと思う人は手を挙げてください。それでは、不自由だと思う人はいますか。

国民に主権があること、自由が尊重されることは、憲法に定められています。国民主権は憲法前文に書いてあります。国民主権とは、国の主権が国民にあるということで、日本のあり方を最終的に決めるのは、国民だという意味です。

そして、憲法は国民一人一人の自由を保障しています（自由主義）。

憲法第11条では、基本的人権を保障しています。基本的人権とは、人間が生まれながらに持っている、人間として当然に有する権利です。

憲法第13条では、「国民は、個人として尊重される」と定められています。すべての国民が個人として尊重され、その権利は公共の福祉に反しない限り尊重されるのです。公共の福祉に反しない限りとは、他人の権利を侵害しない限りということです。国家が、国民の自由を守るように憲法に定められているのです。

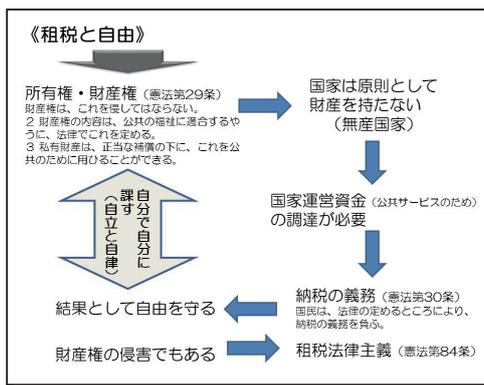
現代の私たちにとって当たり前のこの「自由」が認められるようになったのは、世界的にも最近のことです。そして、我が国では明治時代以降のことです。それまでは、国民（人民）の自由は制限されていました。昔の人は、土地と身分にしばられていたのです。

個人の自由権の一つとして、財産権があります。

（説明に合わせて[\[クリック\]](#)）



[\[クリック\]](#)で次画面へ



皆さんの持ち物が皆さんのものであることを、財産権（所有権）といいます。これは今では憲法第29条で保障されています。しかし、江戸時代以前は、そうではありませんでした。土地の所有者はお殿様だけでした。

国民に財産権を認めると、国にある全てのものは原則として国民の誰かのものになります。

そうすると、国（国家）は財産を持たないことになります（無産国家）。

しかし、国は国家を運営する資金をどこから調達する必要があります。お金が無ければ、国家を維持する活動（公共

サービス）を行うことができないからです。

そこで、国は税金という形で国民からお金を集めることとしているのです。

こうして国民から集められた税金は、国家を運営するために使われるのですから、税金は結果として、国家によって国民の自由を守るために使われることになります。

国民は主権者ですから、税金を納めることを決めているのも国民だということになります。つまり、国民は自分で自分に税金を課していることになるのです（自律）。国民が税金を納めて国家を支えることで、国家は国民の自由を守ることができるのです。

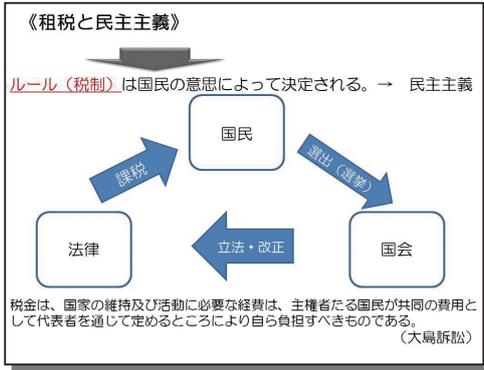
しかし、税金は国民の財産権を（例外的に）侵害するものでもあります。そこで、国は法律の根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないこととされています。この原則を「租税法主義」といい、憲法第84条に定められています。

（説明に合わせて[\[クリック\]](#)）



[\[クリック\]](#)で次画面へ

3 租税と民主主義



3. 租税と民主主義：2分

法律は、どのようにして決められるのでしょうか？法律は、主権者である国民の意思によって決定されます。これは、法律が民主主義的に決められることを意味しています。税金に関する法律も、民主主義的に決められます。

国民主権ということは、国民一人一人が主人公であるということです。主人公になって社会と積極的に関わっていきます。民主主義的に法律を決めるということは、具体的にどういのでしょうか。

[\[クリック\]](#)

18歳以上の国民には選挙権があります。国民は、選挙で自分の考えが反映されるような候補者を選んで、自分が目指す

社会を作っていきます。

国会では、選挙で選ばれた人達がいろいろと考えを巡らして、国民が納得できるような税金に関する法律を作ります。その法律の定めにしたがって、国民が税金を負担するのです。

[\[クリック\]](#)

このことを少し難しく言うと、税金は「国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者である国民が共同の費用として代表者を通じて法律の定めるところにより自ら負担すべきもの」であるのです。



[\[クリック\]](#)で次画面へ

4 租税法律主義

《租税法律主義》

【租税法律主義】

日本国憲法 第84条
あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

つまり

法律によらない課税を受けない(自由・権利) ⇒ 自由主義的な側面

国民自らが自らに義務付けるもの(責任・負担) ⇒ 民主主義的な側面

《租税法律主義》

【租税法律主義】

自由主義的側面

- 国が税金を勝手に集めることから、国民を守るための仕組み。
- 租税法は日本国憲法の基本理念である自由や個人の尊厳が反映されたものであるべきこと。

民主主義的側面

- 租税法は国民自身が決めるもので、他人から決められるものではないこと。
- 自分で自分の義務を決めようという考え方は、税金を決定すること(租税法)における国民参加の面だけでなく、申告納税制度という手続きの面においても採用されていること。

福澤諭吉と税

1872年に福澤諭吉が発表した『西洋事情』の中で、税金とは国民と国の約束であることが述べられています。

「税金は法律を設けて他人を制し専らを保護する。これ即ち政府の商売なり。この商売をなすには莫大の金が必要なり。政府に金もなく金もなすゆえ、百姓一人より専ら運上を出して政府の勝手方を商売せしむ。税金一敷の上、租税を取扱めたり。これ即ち政府と人民の商売なり。」

福澤諭吉(1834-1901) 東京府大塚町(現・東京都大塚区)生まれ。慶應義塾大学創設者。『西洋事情』著者。『西洋事情』著者。『西洋事情』著者。

「税金は法律を設けて他人を制し専らを保護する。しかし、その法律には多額の費用が必要であるが、政府自身にそのお金がないので、税金としてのみしか財源を得られず、これが政府と国民との約束である。」

『西洋事情』第1巻第10章「政府と個人の関係」について触れています。

「『西洋事情』第1巻第10章「政府と個人の関係」について触れています。『西洋事情』第1巻第10章「政府と個人の関係」について触れています。『西洋事情』第1巻第10章「政府と個人の関係」について触れています。」

4. 租税法律主義：2分

租税法律主義とは、前にも説明しましたが、国は法律という根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないということです。このことは、国民にとってどのような意味があるのでしょうか。

[\[クリック\]](#)

租税法律主義には、自由主義的な側面と民主主義的な側面があります。

[\[クリック\]](#)

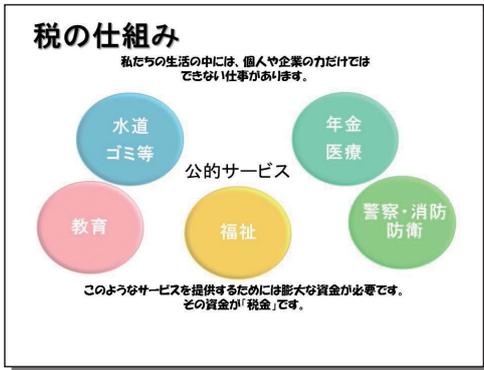
国は法律の根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないということは、言いかえると、法律によらない課税を受けないということです。このことには、国民の自由・権利を守るといふ自由主義的な側面があります。

また、税金に関する法律は、国民の代表である国会で定められます。このことは、国民が自分で自分の義務を決めるものではないことを意味しています。租税法律主義は、このような民主主義的な側面ももっています。そして、このような民主主義的な考え方が、申告納税制度においても採用されています。



[\[クリック\]](#)で次画面へ

5 税の仕組み



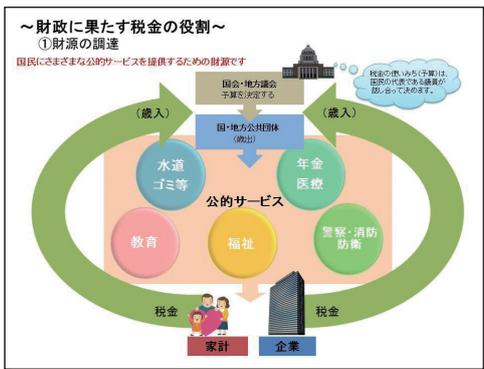
5. 税の仕組み：1分

税金は何のためにあるのか、なぜ必要なのかを分かりやすく説明します。

私たちが健康で豊かな生活するための様々なサービスには多くの税金が必要です。

[\[クリック\]で次画面へ](#)

6 財政に果たす税金の役割



6. 財政に果たす税金の役割：7分（商業科：6分）

政府は公共的な目的を達成するために財政政策を行います。財政政策の目的には、大別して三つが挙げられます。

まず、一つは財源の調達です。社会資本を供給したり、公共サービスを提供したりして、私的財と公的財のバランスを調整します。

[\[クリック\]](#)

次は、所得の再分配です。所得分配の不平等を是正するために、政府は所得税に累進税率を適用したり、ナショナル・ミニマムを保障するための財政支出を行うなどして、所得の再分配を行います。

ナショナル・ミニマムとは国家が国民に保障すべき最低限度の生活水準のことをいいます。

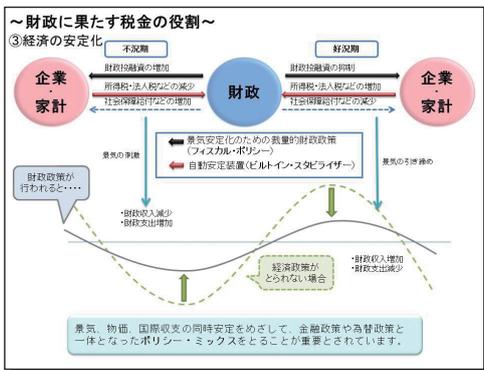
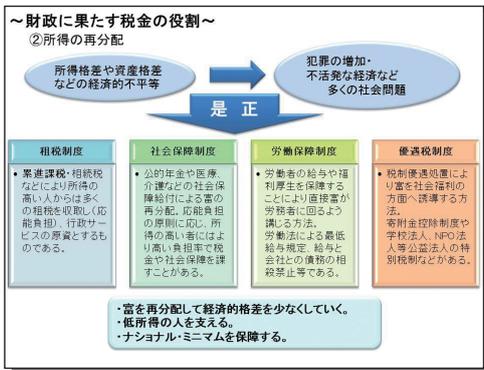
[\[クリック\]](#)

三つめは経済の安定化です。政府は、不況のときには減税や公債の発行によって公共事業を増やすなど、景気の調整を行います。また、景気が過熱気味のときには、増税したり、財政支出を減らしたりして、経済を安定させます。

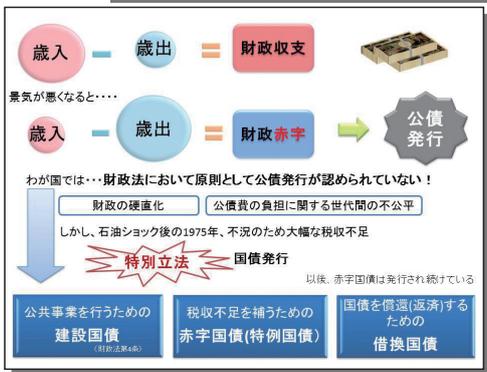
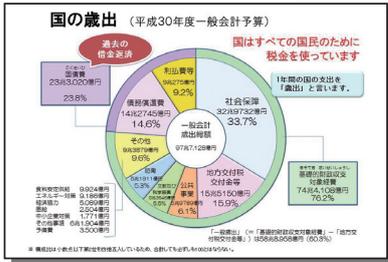
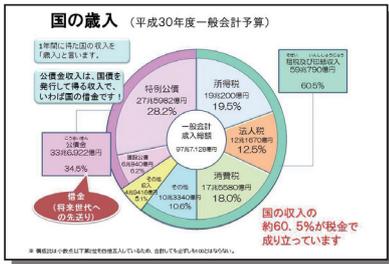
このような財政操作による景気の調整をフィスカル・ポリシーと呼びます。

これに対して、累進課税制度のように、好況で所得が増えたときには所得税が増え、不況で所得が減少したときには所得税が減ったり、失業保険金が支払われるといったように、経済の状態に応じて自動的に景気が調整される仕組みを、自動安定装置（ビルトイン・スタビライザー）と呼びます。

[\[クリック\]で次画面へ](#)



7 国の歳入・歳出



7. 国の歳入・歳出：4分（商業科：3分）

1年間の活動に使うために国や地方公共団体が集めるお金を「歳入」といい、皆さんのために国や地方公共団体が使うお金のことを「歳出」と言います。

国の予算は国会で決められ、私たちが安心して豊かに暮らしていくために、様々なことに使われています。

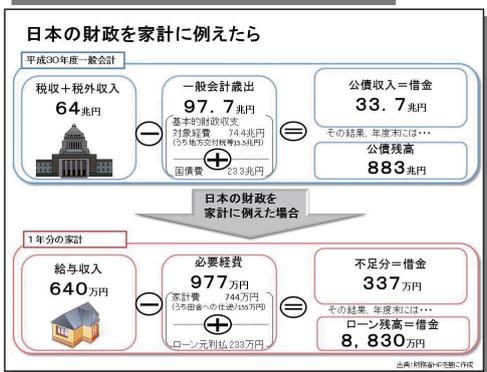
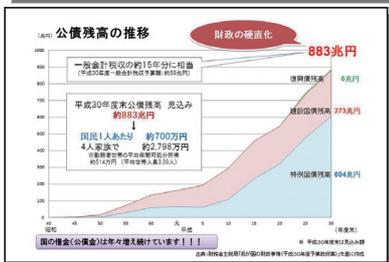
税金だけでは国や地方公共団体の活動に必要な費用(歳出)を賄うことができないとき、政府は「公債」を発行して民間から資金を借り入れています。日本では、国の借金である「公債」の残高が約883兆円(平成31(2019)年3月末の見込み額)にのぼり、今後の財政にとって大きな課題となっています。

(順番に[クリック](#))

歳入と歳出の差は財政収支と呼ばれ、歳出が歳入を上回ると財政赤字になります。財政赤字になると政府は国債を発行し、国民からの借金によって税収を補わなければなりません。国債には発行目的によって、赤字国債、建設国債、借換国債などがあります。

[クリック](#)で次画面へ

8 我が国の財政



8. 我が国の財政：4分（商業科：3分）

我が国の財政は、歳出が税収を上回る状況が続いています。景気の回復や財政健全化のための努力により、歳出と税収の差を小さくする傾向にあります。

国債は国の借金ですから、償還期限のきた国債に利子をつけて国が買い戻さなければなりません。

そこで、国債を買い戻すためにさらに国債を発行するという悪循環が続き残高が増えてきたのです。

[クリック](#)

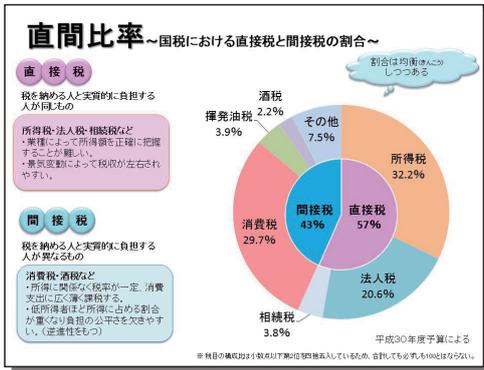
このようにして膨大になった国債残高は我が国の財政を圧迫し、国民1人あたりで計算すると、約700万円にもなり、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。

[クリック](#)

近年、国債費の増加とともに歳出総額に占める一般歳出の割合が小さくなっており、財政の硬直化が進んでいるのが分かります。

[クリック](#)で次画面へ

12 直間比率



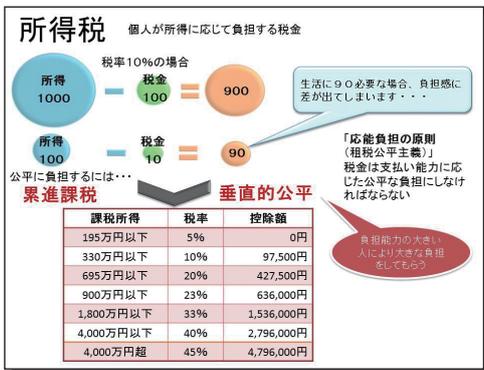
12. 直間比率：2分（商業科：1分）

我が国における直接税と間接税の割合は、国税、地方税ともに直接税が中心となっていました。近年、直接税と間接税の割合は均衡しつつあります。

直接税中心主義は、脱税の誘因になりやすいが、間接税は低所得者にとって、収入に対する負担の割合が高くなるという逆進性の問題があります。

[\[クリック\]で次画面へ](#)

13 所得税



13. 所得税：2分

所得税とは、個人に課税される税金です。所得が多くなるほど税率が高くなる超過累進税率になっています。

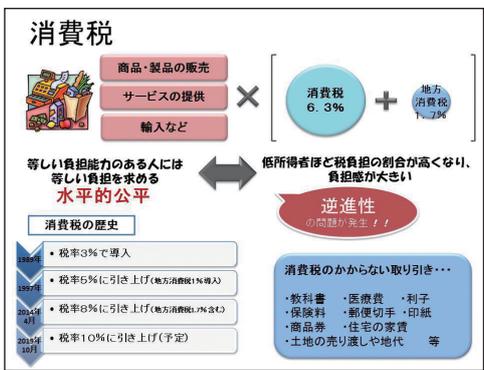
累進課税制度は税制を評価するいくつかの基準のうち、垂直的公平を満たす税制です。

負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらうという考え方で、所得課税としては世界的にも一般的な方法となっています。

〔参考〕「復興特別所得税」
東日本大震災からの復興のための施策の財源確保を目的に、平成25年から49年まで復興特別所得税(所得税率×2.1%)を徴収しています。

[\[クリック\]で次画面へ](#)

14 消費税



14. 消費税：2分（商業科：1分）

消費税は所得税と異なり、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという考え方です。

しかし、低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高くなり、高所得者よりも税負担率が大きくなるという逆進性の問題があります。

[\[クリック\]で次画面へ](#)

15 所得税の確定申告

確定申告

確定申告をしなければならない場合

- 1年間の給与・賞与の合計額が200万円を超える場合
- 給与所得以外に20万円を超える他の所得がある場合
- 給与を2か所以上から受け取っている場合

確定申告をしないと所得税が還付される場合

- 1年間に自分や家族のために一定額以上の医療費を支払った場合
「医療費控除」
- 働いていた人が年の途中で退職をして年内に再就職しなかった場合
- 日本赤十字やユニセフなどに寄付をした場合
- 銀行などから借り入れをして、住宅を取得した場合

還付を受けるための申告は、確定申告書の受付開始日である2月16日前であっても、1月1日以降ならいつでも提出できます。

給与所得者と税金

源泉徴収制度

会社員 → 給与・賞与 → 会社
会社 → 納税 → 納税課

年末調整

年末まで勤務している人、その年に支払を受ける給与と賞与の合計金額が200万円以下の人を対象に行われる。

確定申告不要

1年分の給与・賞与にかかる所得税 < 源泉徴収された税額の合計額 → 還付

徴収

1年分の給与・賞与にかかる所得税 > 源泉徴収された税額の合計額 → 会社員

源泉徴収票

1年間の給与収入や源泉徴収した税額・控除額などがわかります。

※15及び16は、商業高等学校向けの内容です。一般高等学校での授業の場合は省略してください。
※源泉徴収票及び確定申告書のデータを付属DVDの高校生のフォルダに収録していますので、印刷するなどしてご利用ください。

15. 所得税の確定申告（商業科のみ）：3分

所得税は、基本的に1年に一度自分で所得金額と税額を計算して納めることになっています。

商売で利益を得た人、株や不動産で利益を得た人などは、確定申告が必要です。

[\[クリック\]](#)

サラリーマンなどの給与所得者の場合には、給与の支給金額や扶養家族の人数などに応じて、毎月の給料から所得税が天引きされます。その年末に、実際の所得金額との過不足が精算されるため、通常確定申告は不要です。

給与所得者の場合、ほとんどの人が源泉徴収票を会社から受け取ります。

[\[クリック\]](#)

[\[クリック\]](#)で次画面へ

16 確定申告書

所得税 給料を受け取るサラリーマンや商売をしている人が毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除 = 課税所得金額

課税所得金額 × 税率 = 税額※

※税額に復興特別所得税が0.1%加算されます。(平成26年～平成49年度まで)

《所得税の速算表》

課税所得①	税率の	控除額②
195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

求める税額 = ① × ② - ③

所得控除
雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、障害者、勤労学生、配偶者、扶養、基礎控除など……

16. 確定申告書（商業科のみ）：7分

確定申告書の記入や所得税額の計算の方法をみていきます。

[\[クリック\]](#)

収入金額等の欄には収入金額をそれぞれ記入し、所得金額の欄には、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入します。そして、所得金額の合計を算出します。次に、所得から差し引かれる金額の欄に下記の控除額の合計を記入します。

生命保険料、地震保険料はそれぞれ支払った金額に対する控除額を計算します。ここでは、生命保険料控除額、地震保険料控除額ともに5万円となります。

扶養控除は、特定扶養親族が1人と一般の控除対象扶養親族が1人、控除対象外の扶養親族が1人ですので合計101万円となります。

いよいよ税額計算です。所得金額から所得控除額を差し引いた金額に速算表を参照し、20%の税率をかけます。

そこから控除額の427,500円を控除した残額の401,100円が所得税額となり、それに復興特別所得税額を加算した409,500円が収める税金となります。

確定申告書

確定申告書の種類

A 申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得以外の人で、予定納税額のない人です。

B 所得の種類にかかわらず、誰でも使えます。

事業所得

<収入金額> 1300万円
<必要経費> 700万円
= <所得金額> 600万円

不動産所得

<収入金額> 240万円
<必要経費> 72万円
= <所得金額> 168万円

所得控除

家族扶養: 妻(専業主婦) 136,000円
社会保険料共済掛金 66万2千円
国民年金掛金 12万2千円
児童手当共済掛金 6万7千円

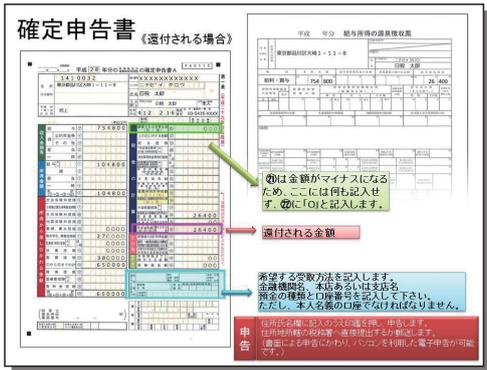
6,680,000円 - 2,947,000円 = 4,143,000円

4,143,000円 × 20% = 828,600円

401,100円 × 2.1% = 8,423円

納める税金(印と合計) 409,500円 ※復興特別所得税額を加算

※毎年2月16日から3月15日までに所得税額を確定申告書を提出し、同時に所得金額を計算し、税金を計算し、申告書に記入し、また申告書の自署印を捺印し、収入金額を記載した収入金額控えを提出します。



※申告書作成用の講師レジュメを
付属DVDに収録しています

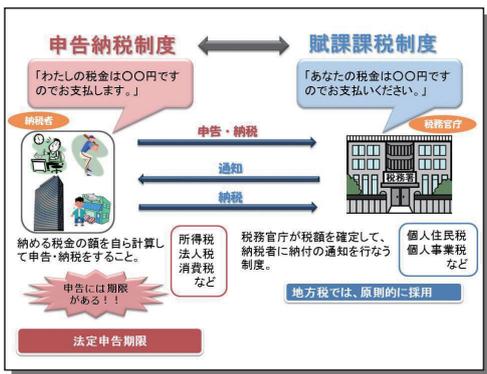
【クリック】

確定申告書を提出する義務は無くても、給与・報酬の源泉徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合は、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定申告を行うことができます。

還付申告ができるのは、その年の翌年1月1日から5年間です。



17 申告納税制度



17. 申告納税制度：3分（商業科：2分）

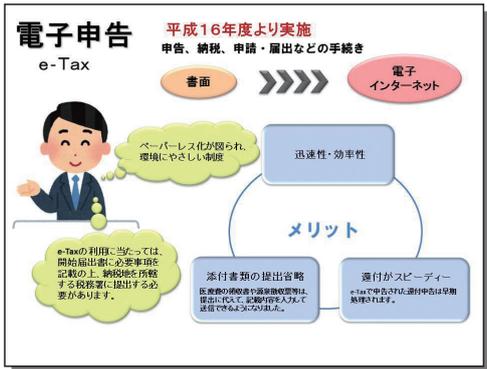
申告納税制度は、国の税金について納税者が自ら税金の計算をし、税務署へ申告・納税する制度であり、税体系の中で一番根本になる重要な概念です。

自分自身で税制とその根拠法律に従って所得や税額を計算して申告し税金を納めることです。

所得税や法人税、消費税など、日本では多くの税金についてこの方法がとられています。



18 電子申告



18. 電子申告：1分

インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

特にその迅速性・効率性から、法人や税理士による利用が増加しています。



19 税理士の仕事

税理士の仕事

税理士とは？

法律によって国から資格を与えられた税務に関するスペシャリストです。

税理士の使命
(税理士法第1条)
税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の仕事

税務代理、税務書類の作成、税務相談、会計業務、補佐人制度、社会貢献 など

19. 税理士の仕事：3分

企業や個人経営者の依頼を受けて、所得税や法人税等の税務に関して申告を代理したり、税務書類の作成や税務相談に応じ会計帳簿の記帳を代行するのが税理士の主な職務です。

税金関係の法律は、所得税法をはじめよく改正されるため、正確で迅速な税務処理を行う上で税理士の存在は不可欠です。

また経営の相談役としての役割も求められ、社会的な地位と収入が得られる職業です。

税理士の仕事

正しい申告納税の代理人！

私がお手伝いしましょう！

税理士が行う社会貢献活動

税理士会は、広社会に対し、税理士の持つ職能を発揮し、社会貢献活動を行っています。

- 外部監査制度
- 成年後見制度
- 租税教育
- NPO法人の税務・会計アドバイザー

税務署、会社、お店、個人

税金納めてください！

税金の計算って難しい…。計算方法が分からない…。

 [\[クリック\]で次画面へ](#)

20 税への理解

税への理解

税金を納めるということは、わたしたちの義務であるとともに、私たちの生活をより豊かで健康なものにしていくために必要なものなのです。

皆さんが健康で豊かに生活できるよう、社会人になっても税金に対して正しい知識と理解をもった納税者になってください。

20. 税への理解：3分（商業科：2分）

租税教室の最も重要な目的は、「税金とは何か」、「税金とは何のために納めるのか」、「税金はどのように使われているのか」といった基本的な税の知識を習得してもらうことであり、同時に、国や地方公共団体、政治家などによる「税の無駄遣い」報道など、マスコミからの税に関するネガティブな情報による、税に対して否定的で偏った見方を正しい方向に導き、そして、健全な納税者意識を持つ国民を育成することです。



信頼の税理士バッジ